

魚津市公共施設予約システム構築事業委託業務仕様書

第1 業務の名称

魚津市公共施設予約システム構築事業

第2 業務の目的

本業務は、オンライン予約可能なクラウド型の公共施設予約システムを導入することによって、公共施設の利用者サービスの向上並びに管理業務の効率化及び対面業務の削減による新型コロナウイルス感染症の感染リスクの軽減を図ることを目的とする。

第3 業務期間

導入期間及び運用期間は、次のとおりとする。

(1) 導入期間

契約締結日から令和5年3月下旬まで（原則として令和5年3月末までに完成検査及び委託料支払いを終えるものとする。）

(2) 運用期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

第4 業務概要

業務概要は、次のとおりとする。

- (1) 対象施設（別紙1）におけるオンライン予約可能なクラウド型の公共施設予約システムの導入
- (2) 導入に伴う環境構築、運用テスト、操作説明及びマニュアル作成等の実施
- (3) システム導入以降の保守及び運用（サポート窓口の設置を含む。）

第5 委託業務の内容

委託業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 導入作業（要件定義、システム開発、システム設定等）の実施
- (2) 職員向け操作説明及びマニュアル作成の実施
- (3) 保守及び運用体制の構築、実施
- (4) 公共施設予約システムの運用テスト及び本稼働

第6 システム要件

1 基本事項

- (1) 公共施設予約システムを1つのパッケージシステムで提供できること。
- (2) 利用者側のOS、ブラウザの利用状況に合わせて、必要となるソフトウェアのバージョンアップは、受注者の負担において行うこと。
- (3) 対象施設及び設備等の追加、変更等の各種操作について、プログラミング等の専

門知識を必要とせず、発注者において行えること。

2 環境要件

(1) 魚津市公共施設予約システム（以下「本システム」という。）は、クラウド型で運用するものとする。

(2) 本業務で用いるデータセンターは、以下の要件を満たすこと。

ア 日本国内に立地していること。

イ 耐震又は免震構造であること。

ウ 代替機等を常備するなど、重大障害時（サーバ機能停止等）にもシステム停止がないよう、冗長性を確保すること。

エ 停電時等による電力供給の停止に備え、機器が適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備えること。

オ 不正な侵入を防止するため、適正な入退室管理を行うこと。

3 機能要件

本業務において、発注者が受注者より提供される「公共施設予約システム」の性能・機能は、機能要件書（別紙2）に準拠するものとし、動作環境及び利用可能な機器は、次のとおりとする。

項目	施設利用者（PC）	施設利用者（PC以外）	施設管理者
端末	PC	スマートフォン他	PC
台数	—	—	使用台数は無制限
OS(※)	Windows/macOS	Android/iOS	Windows
ブラウザ(※)	Internet Explorer Edge Firefox Google Chrome Opera Safari	Firefox Google Chrome Opera Safari	Internet Explorer Edge Firefox Google Chrome Opera Safari
その他	インターネット利用	インターネット利用	インターネット利用

※OS及びブラウザは、各ベンダーがサポートしているバージョンに対応すること。

第7 システム構築

受注者は、システム本稼働前に、次の作業を実施するものとする。

項番	作業項目	仕様
1	要件・仕様打合せ・整理	システム設定の基準を発注者（情報システム担当課、施設担当課、施設管理者）に説明し、設定条件を決定する。
2	マスターデータの登録（コード情報、施設情報等）	システムを使用する上で必要な施設に関する情報（料金体系、貸出時間割、休館日、備品等）や施設の種類、使用目的の種類、減免の種類等

		についてシステムに登録する。 なお、登録項目は受注者の指定する様式に従って発注者が作成する。
3	動作確認・運用テスト	システムを利用する機器（施設管理者端末）上でシステムが問題なく動作することを確認する。 発注者が動作確認や検証、練習等を実施した際に生じた問題点・疑問点についての説明やシステムの対応を行う。
4	施設管理者等への操作説明	システムを利用する施設管理者等に対し、操作講習会を実施する。
5	本番運用支援	システム公開当初、現場に混乱が発生しないよう運用支援を行う。
6	提出図書の作成	提出図書（業務完了届及び操作説明書等の本仕様書第12に示す納品書類）を納品する。

第8 システムの変更

システムの全部又は一部が、法令改廃、社会環境の変化等に伴い変更を必要とする場合は、受注者はシステムを変更できるものとし、その内容については、受注者と発注者の協議により対応の方針を決定するものとする。

第9 システム保守及び運用要件

システム保守及び運用要件は、次のとおりとする。

- (1) 本システムは、24時間365日稼働するものとする。ただし、システムのメンテナンス等を実施する場合はこの限りではない。
- (2) システムのメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、事前に発注者の承認を得るとともに、施設利用者及び施設管理者側利用者に対して、事前にシステムトップページでその内容及び期間を予告周知し、システムメンテナンス中も可能な限りその旨を周知するものとする。
- (3) 障害電話受付は、原則として24時間対応とする。なお、障害とは受注者の責により提供されるシステムサービスの全てが利用できなくなる状態を指す。インターネット通信回線障害、発注者が利用する情報機器端末の故障・起動不全等に依る利用不可への対応は含まない。

第10 データの提出

本システムを将来リプレース等により移行する場合には、無償で全データをCSV又はExcel等のファイル形式で抽出し提供すること。ただし、本システムに、利用者情報登録データ、収納情報データを抽出する機能を有する場合は、発注者にて抽出するものとする。

また、抽出ファイルのデータ項目説明資料を提示すること。

第11 研修要件

公共施設予約システムの機能を理解し、操作方法等を習得するために仮稼働（本システムのサービス提供）開始前に、システムを利用する施設管理者等に対し、操作マニュアルを用いて操作講習会を複数回実施すること。

なお、受注者は、事前準備や講師確保、パソコン等機材の用意を担い、発注者は、研修場所の提供を担うものとする。

第12 納品書類

納品書類は、次のとおりとする。紙媒体及び電子媒体で必要部数を納品すること。

- (1) 打ち合わせ等協議資料 1部
- (2) システム管理者操作説明書 1部
- (3) 施設管理者操作説明書 1部
- (4) 施設利用者向け操作説明書 1部
- (5) 機能仕様書 1部
- (6) 施設マスターデータ登録内容一覧 1部
- (7) 施設管理者情報登録内容一覧 1部

なお、(2) システム管理者操作説明書、(3) 施設管理者操作説明書、(4) 施設利用者向け操作説明書については、単なる操作説明やボタンの説明ではなく、操作者のアクションベース（施設を予約するにはどうするか、施設区分を設定するときはどうするかなど）で作成すること。

第13 支払い

支払いについては、次のとおりとする。

- (1) 導入期間に係る作業等については、一括払いとし、「第12 納品書類」の納品が完了次第、発注者が導入に係る業務等及び納品書類について検査を実施し、その検査に合格した場合、受注者に契約書で定める金額を支払うものとする。
- (2) 運用期間の使用料等については、毎月払いとし、発注者が毎月の業務について検査を実施し、その検査に合格した場合、受注者に契約書で定める金額を支払うものとする。

第14 個人情報の取扱いにおける遵守事項

(1) 個人情報の使用及び管理

借用した個人情報の使用及び管理は、厳重かつ適正に行うこと。なお、本業務を適正に遂行するために、臨時職員の雇用又は業務の再委託を実施する場合は、発注者に書面にて報告し承諾を得るとともに、臨時職員及び再委託先に対しても、個人情報の適正な使用及び管理が行われるよう監督するものとする。

(2) 個人情報の記録の複写及び複製の禁止

借用した個人情報を含む全ての記録については、システム障害時の復旧用を除き、いかなる形態でも複写及び複製してはならない。

(3) 個人情報の委託目的以外の使用及び第三者への提供の禁止

借用した個人情報については、本業務の遂行以外には利用してはならない。また、本業務の遂行に関係のない第三者に対して提供してはならない。

(4) 個人情報の記録の適正な使用、保管及び搬送

借用した個人情報の使用、保管及び搬送にあたっては、善良な管理者としての注意義務に従い、細心の注意を払って行わなければならない。

(5) 借用した個人情報の返還義務

借用した個人情報は、発注者から借用した時点と同一の記録状態及び形態で、借用期限内に返却しなければならない。

(6) 事故発生時の報告及び対応

万一、借用した個人情報の漏洩や流出、使用目的以外の利用が認められた場合は、速やかに発注者に対して文書で報告するとともに、その後の措置は、発注者の指示に従わなければならない。

また、受注者の責に起因する事故により、第三者から発注者が損害賠償を請求されたことによる係争費用及び判決により発生した弁償額は、受注者が負担しなければならない。

第15 その他

本仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。